

令和 8 年産米の地域の合理的な単収の設定（案）

地域農業再生協議会別の単収を設定するために、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（以下、「要領」という。）に基づく方法を用いて次のとおり算出し、令和 8 年産米の地域の合理的な単収とする。

1. 地域の合理的な単収の算定の基本的な考え方

- （1）東北農政局が公表している市町村別の水稻の 10 アール当たり収量（以下、「市町村別単収」という。）について、直近 7 か年（令和元年産から令和 7 年産を基本）中で最大の年産と最小の年産の値を除いた中庸 5 か年の平均値（以下「7 中 5」という。）に「補正係数」を乗じたものを地域の合理的な単収とする。

なお、ふるい目については、要領において、「大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別 10 a 当たりの 1.7mm 基準ベース平年収量に整合した市町村または地域農業再生協議会別の単収を設定」するとあることから、1.7mmでの基準単収を設定する。

地域の合理的な単収 = 市町村別の水稻 10a 当たり収量の 7 中 5 × 補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{令和 7 年産の作柄表示地帯別の平年収量}}{\text{市町村別単収の 7 中 5 による作柄表示地帯別の平均収量(※)}}$$

※作柄表示地帯ごとに、当該地帯に属する市町村の市町村別単収の 7 中 5 に、東北農政局が公表する令和 7 年産の当該市町村の水稻作付面積を乗じて得た収量の合計値を、当該地帯の水稻作付面積の合計値で除して得られる値

- （2）東日本大震災等の影響を考慮したデータの使用に関する特例

平成 23 年産以降、水稻作付面積が平成 22 年産と比較し 30%以上継続して減少している市町村については、「市町村別単収の 7 中 5」に用いる直近 7 か年を平成 16 年産から平成 22 年産とし、補正係数（上記（1））の算出には、東北農政局が公表した平成 22 年産の当該市町村の水稻作付面積を用いる。

（参考）令和 7 年産米の基準単収設定において該当した市町村

川俣町、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

2. 今後のすすめ方

- (1) 「1.」の考え方にもとづき、本年12月公表予定の市町村別水稻の収穫量により地域の合理的な単収を設定し、東北農政局との協議後、各地域農業再生協議会に通知する。
- (2) 各地域農業再生協議会は、(1)によらない単収を設定する場合は、東北農政局と個別に協議し決定する。

以上

＜参考資料＞

- 令和7年産米にかかる地域の合理的な単収設定一覧
- 「別添1 加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（抜粋）」（農林水産省）

令和7年産市町村別単収一覧

(単位:kg/10a)

市町村名	単収
福島市	499
二本松市	509
伊達市	500
本宮市	554
桑折町	514
国見町	517
川俣町	458
大玉村	556
郡山市	551
須賀川市	542
田村市	499
鏡石町	535
天栄村	529
石川町	512
玉川村	509
平田村	514
浅川町	530
古殿町	499
三春町	525
小野町	509
白河市	542
西郷村	545
泉崎村	549
中島村	574
矢吹町	555
棚倉町	535
矢祭町	486
塙町	484
鮫川村	478

市町村名	単収
会津若松市	605
喜多方市	589
北塩原村	597
西会津町	527
磐梯町	595
猪苗代町	612
会津坂下町	609
湯川村	614
柳津町	567
三島町	511
金山町	532
昭和村	560
会津美里町	609
下郷町	532
只見町	546
南会津町	548
相馬市	534
南相馬市	521
広野町	537
楡葉町	500
富岡町	503
川内村	484
大熊町	507
双葉町	517
浪江町	511
葛尾村	468
新地町	532
飯舘村	492
いわき市	533

別添 1

加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収

別紙 1 の第 5 の 3 の (1) の地域の合理的な単収は以下により設定するものとする。

1 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

(1) 都道府県農業再生協議会の長は、各市町村又は地域農業再生協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定し、原則として地域農業再生協議会の長に通知する。

(2) なお、都道府県農業再生協議会の長は、前年産において各市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

2 農業者別の単収

(1) 地域農業再生協議会の長は、地域農業再生協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知する。

(2) なお、地域農業再生協議会の長は、前年産において農業者別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を加工用米の生産予定面積の算出に用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

3 地方農政局等への協議

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局長等と個別に協議するものとする。